

平成 24 年 12 月 19 日 (金曜日)

(会議第 6 日目)

応招議員

1番	小 松 孝 年	2番	下 村 勝 幸	3番	西 村 將 伸
4番	坂 本 あ や	5番	亀 沢 徳 明	6番	宮 地 葉 子
7番	矢 野 昭 三	8番	山 崎 正 男	9番	藤 本 岩 義
10番	明 神 照 男	11番	森 治 史	12番	宮 川 德 光
13番	池 内 弘 道	14番	濱 村 博	15番	小 永 正 裕
16番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総 務 課 長	松 田 博 和	情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	米 津 芳 喜	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健 康 福 祉 課 長	宮 川 茂 俊	農 業 振 興 課 長	松 田 二
まちづくり課長	武 政 登	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
地 域 住 民 課 長	大 塚 一 福	海 洋 森 林 課 長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 委 員 長	山 下 一 夫	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	金 子 富 太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議事日程第6号

平成24年12月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第50号から議案第58号  
(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第23号から議員提出議案第25号  
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●議員から提出された議案

- 議案第 23 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書について  
議案第 24 号 黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について  
議案第 25 号 黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

## 議事の経過

平成 24 年 12 月 19 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めますので、どうぞよろしくお願ひします。

諸般の報告をします。

先日ですか、藤本議員からの請求がありました資料につきましては議席に配布してますので、ご了承願います。よろしいでしょうか。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

発言を許します。

西村將伸君。

3 番（西村將伸君）

本定例会最後になりましたけれども、通告書に基づいて、3 点のことについて質問致します。

1 点目は、情報基盤整備事業の一つである、ケーブルテレビの加入促進についてお聞きをしたいと思います。

この事業は、合併年度の平成 18 年、黒潮町が発足して以来、大方地域の防災無線の整備事業の一環として、また、佐賀地域がほとんどですけれども、テレビの難視聴場所、それから携帯電話の不感知個所の解消を兼ねて取り組まれてきた経過がございます。

ただ、収支見積書と今の現状。当初の目標である、そのケーブルテレビへの加入率 60 パーセントが達成されて、運営費といいますか、そういった所に賄われていれば問題ないわけですが、今年 9 月の時点で、まだ 40 パーセントに満たない加入率となっております。

この事業、現在、砂浜美術館を指定管理者として黒潮町光ネットワークサービスセンターの管理運営を任せているわけですが、元を正せば町民が運営母体としたものですから、契約 1 件につき月々 1,050 円の視聴料収入で運営を賄っているものです。その契約件数が増えない限り、この事業には町の財源から繰入補てんする以外に方法がないわけです。もちろん、この行政からの情報提供サービスといった住民サービスの一環とした役割もありますので、ただこの事業に利益追求を課せられるわけではないわけではありませんけれども、当面は町の負担を軽減できる加入率を達成することが肝心だろうと思って、こうして質問しているわけです。

それと、この事業は時を同じくして、お隣の四万十町でも取り組まれてきました。四万十町の方に行って調べさせていただきましたけれども、現在の四万十町の加入率は、ケーブルテレビにおいて 84 パーセントだとお聞きしております。黒潮町のこの 40 パーセントに満たない状況とはですね、あまりにもかけ離れておる。

また、この収支見積書もそうなんですけれども、平成 35 年を、公債費がゼロになる年度ですけれども、それまで至ってもまだ 60 パーセントが目標の加入率と。どうも私、このへんに違和感を感じるわけです。

そこで、この加入率の低さについて検証を兼ねてお聞きしたいわけですが、初年度の目標加入率が 60 パーセントであったんですけれども、現時点では、正確には 36.8 パーセントという状態が続いてます。こんなふうに一向に進まない加入促進の大きな要因は何であったか。また、障害になり得るものがあれば、また具体的にお答えください。

それから、9 月定例会で情報センターのこの条例を改正して、加入するときの初期費用の無料化と、加入促

進を図つておるわけですけれども、この条例改正で加入率をどの程度までに押し上げる、目標の数値目標があるのかどうか。

また、現在の、これはちょっと強制されるべきものではないでしょうかけれども、現在の役場職員、また、役場のこの運営に従事する団体職員等、また、我々町議会議員。こういった方々の加入状況をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では、ただ今の西村議員の一般質問、ケーブルテレビ加入促進についてお答えしたいと思います。

9月議会の会にお示しさせていただきました黒潮町光ネットワークサービス事業長期試算表で、平成24年度末の加入率目標を、テレビサービス加入率50パーセント、インターネットサービスが25パーセントとしております。11月30日現在、テレビサービス加入率は38.6パーセント。これは8月31日、いわゆる9月の時点に比較して31契約の増となっております。率につきましては、8月31日の率は37.94、現在が38.6パーセントでございます。インターネットサービスにつきましては、加入率が現在20パーセント。8月31日に対して、17契約の増となっております。これも、8月31日の率は19.60から20パーセントというふうになっております。

役場職員、それから議員、団体職員別の加入率のご質問もございましたけれど、これは恐らく、西村議員からの加入率促進のための積極的なアイデアであろうかととらえておりますけれど。この件につきましては、個人情報の保護にかんする観点から、加入率をですね、職場、あるいは立場によって公表することは差し控えたいと判断しております。しかしながら、決して全員の方のご加入いただいておるわけではありません。四万十町の先進的な事例を参考にさせていただき検討致しますと、やはり全町的な加入促進の取り組みが必要と考えております。

今後の対策としては、自主放送の充実、そして、今、まだ達成できていない区域外放送の実施、それから、これまでのPR不足をさらに積極的に推進する必要があると考えております。そのためにも、今後、役場職員、議員の皆さん、そして各種団体の方々にもですね、さらに積極的に利用してもらうように呼び掛けるとともに、2月から実施予定の情報通信設備利活用指導事業を活用して、戸別訪問による加入促進にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

呼び掛けいかれると。私が申し上げたこと、まあ全員が、役場職員、それから団体職員、まあ議員含めてですね、全員がまだ加入されてないということなんでしょうね。

私、この町が懸命にですね推し進めてきた事業です。また、今も一生懸命、係の人はですね、松本課長はじめ部下の方々も一生懸命やられると思うんです。当然、この役場職員とか、これに関連する団体職員、また、町議会議員というものは率先してですね、協力、加入すべき事案であろうと私個人は考えておりますので、ぜひそういうことを推し進めていただきたいと思います。

そこで、加入促進の取り組みとして、全町的に加入促進をこれから取り組まないかんと。これは四万十町の

事例を挙げましたけれども。四十町の方では、約200地区の細かい、今、防災のことで黒潮町も取り込もうとしてますけど班別な形、全町的に全職員が取り組んでいたそうです。その初期のときで、契約率73パーセントであったそうですけれども。やはりそういった、これはいいことだということで推し進めていきようわけですので、そのへんをやっぱり職員の方々に浸透させてですね。これは、情報サービスですので営業でしょうね。まあ、営業していただくと。そういうことが肝心だろうと思うんです。

そこで、ほかに私が、もしこれを一つの営業と置き換えたときですよ、町から補助されている団体、まあ商工会もありますろうし、また農協、森林組合、また、ほかのとこもあるかもしれません。そういうとこへの職員さんへもぜひ。ほんとは取っ掛かりとしては行きやすい、加入促進図には行きやすい団体の所じゃなかろうかと思っております。

それと、このケーブルテレビに、一番肝心なのはここだろうと思うんですけども、加入しなくとも、地デジ対応がてきた地域住民の方への呼び掛け方法。これは今、どんなふうになっておるか。

まず、そこをお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

西村議員の、じゃあ2回目のご質問にお答えしていきたいと思います。

四十町の例、それからケーブルに加入しなくても見える方、いわゆる電波状況がいい地域のことだと思いますけれど。

まず、四十町の取り組みにつきましては、やはり議員が分析されたとおり、加入初期の取り組みが、ちょっとうちの町とはですね違つてしっかりできました。それは、ひとつ、ちょっとこちらの担当の方から事情を説明させていただきます。ちょっと、事業をする準備段階の期間が非常に短い期間に制限されてきたということもございました。そういう事情がまずあったからだろうと思います。

それから、加入をしなくても電波が届く、いわゆる自前のアンテナで電波が取れて、ケーブルテレビを付けなくてもテレビが見える環境にある地域、非常に人口が多いのは、この入野地域でございます。その状況に応じて、やはりその地域の加入率が非常に低いのが全体の加入率を下げる原因ではございますけれど。その方に対して加入を促進するのにはですね、やはりサービスの向上以外にはないと思っております。つまり、区域外放送。もう一波のですね、全国放送を取り入れること。これは大きなツールになろうかと思っておりますけれど。それと併せて、やはりIWK、自主放送の内容の充実。それから、今後、データ放送ですね。地域のお悔やみの情報とか、そういうことも踏まえた通知ができるような仕組みを12月から本格的に実施しますけれど、そういうふうなサービスの充実をしていく以外にないと思っております。

営業活動でございますけれど、ご指摘のとおりでございまして、積極的な取り組みが必要と考えております。その実行として、2月からですね、情報通信設備利活用指導員を4名、1年間雇用して、これまで議会の方からもご指摘がありました、さまざまな住民へのより手厚いサービスと併せて、その方々に加入促進をしていただくというふうなことを考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

この加入、やっぱりテレビアンテナだけで視聴できる人にしたら、月々この1,050円というものはかなり、

小さい金額ではありませんのでね、そういうことは人情的にも分かります。

ただ、今、課長がおっしゃったようなそのメリット、このことに加入することでのメリットというものが、やっぱり全町的に職員が取り組んだとしても、このことの良さをやっぱり出さんとですね。まあ、外交においても生命保険の外交が一番難しいそうですけれども、ただ言葉でなかなか具体的に説明しにくいもの。現物を持っていってですね、他社のものと比べて売るということとまた違って難しい面があろうと思うんですが。そういう、今、課長がおっしゃった地元情報の番組の充実ですかね。そういうことも含めて。

また、これは私、議会の活性化のお世話させてもらっていますけれども、この議会中継の充実。この本会議だけでなくですね、将来的には委員会へもテレビカメラに入ってもらうと。そういうことでの、もっともっと議会の情報開示と。そういうことにも利用できると思うんです。

そこでもう1点、私自身のこれは考え方ですが、将来的に、この60パーセントを超えて、例えば四万十町並みに84パーセントとか、どんどん加入が図られたとしますよね。そういうときの、その視聴料の減額が将来的に図られるかどうか。そういう試算はなさっているかどうか。これは、私、佐賀地区ですけれども、このケーブルテレビに加入しないと視聴できない地域ということは、選択肢がないわけです。これに入らない限り、テレビは見えないと。この時代にテレビを見ない地域ということは、まあ、あんまり考えられんわけですけれども。そういうこと。と、それと、例えば今、共聴アンテナで見られている方もおいでですけれども。ただ、これにもやっぱり設備の保守料というものが必要ですから、幾らかの維持費が掛かっておるわけです。そういうことを踏まえたら、将来的には減額の努力も必要だろうと思うんです。

そこでお伺いしたいのは、そのことの試算と、今の視聴料1,050円を設定した根拠というものがあると思うんです。

そこをお聞かせ願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の西村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、加入率の見込みにつきましてですけれど。現在の示してある、平成38年までの長期の計画を立てておりますけれど、その計画の中では、加入率は平成26年にテレビで60パーセント、それからインターネットで30パーセントを最高にしておりまして、その以降は、同じ加入率で計算しております。

と申しますのは、やはり四万十町の80数パーセントというところまではですね、町の現実を見たときになかなか困難であろうというところで、テレビについては60パーセントというふうにしております。それで計算して試算しております、料金の増加とか減額とかいうことは、現在のところ検討しておりません。減免措置はもちろんございますけれど、基本的な消費税抜きの1,000円の料金というのはですね、テレビについて変更は今のところ予定してないです。これによって、起債の償還期間が終わるところまで資産表を作ってる次第でございます。

それから、その根拠ですね。これは当然、さまざまな財政入と出を合わせたときに要る経費、それから、近隣の市町村のですね、四万十町なんかの近隣の市町村の料金と、バランスを取ったものにしてまいりました。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

近隣の市町村との兼ね合いで1,050円と。何かこう、根拠があつてないような話なんですけどもね。

それと、35年までにこの60パーセントで無理であろうと。初めからそのあきらめた形というのは、どうもそのへんが、1つの特別会計でやられるわけですけども、そのへんがあきらめが早過ぎるなあと思うんですけどもね。やっぱりメリットを生かして、ああ、ケーブルテレビと契約した方がいいねと。

で、私が知りたいのは、契約数が増えるにつれて運営費は貢われるわけですから、例えば、加入率何十パーセントに置いたら、この1,050円の根拠がよく分からないんですけども。それが、例えば840円に下がってみたり、630円に下がってみたりと。そういうことが可能ですかということをお聞きしようわけですが。

その点、もう1回。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

西村議員の4回目の質問ですかね、お答えしたいと思います。

この黒潮町の特別会計の方の内容でございますけれど。テレビ、インターネットと併せてですね、告示端末というサービスがございます。これは当然、行政が行政の情報を伝える。あるいは防災にかんする情報を伝えるために、これは当然、行政の負担としてやらなければならない部分がございます。それから、さらに減免制度がございますけれど、減免制度の減免分についてはですね、当然、これも町の負担でやらなければならないと。福祉政策としてやらなければならない部分がございます。そういうもんも併せて、総経費を計算しておるわけですけれど。これを、当然行政の制度として見なければならぬ計算しますと、平成35年にはですね、赤字が解消できるというふうな長期試算表となっております。

今後、仮に60パーセントという目標をさらに突破する可能性があるツールですよね、そういう確信が持てるものが出来れば、もちろんこの率の見直しはしていきますし、そういうことによって料金の見直しも、今後検討できないことはないと思います。ただ、あまりにも今の状況の中では、60パーセントを超すような加入率というのではなく少し無謀ではないかと考えておりますので、この率で長期計画を立てておるところでございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

課長の答弁は、現実的ではないと。この60パーセントを突破すること自体は現実的ではない。これは現実的ではないというよりも、どうも最初からの答弁で少し、この入野地区ですか。この地区の方々への加入をあきらめているように感じれるわけです。

ただ、課長おっしゃったように、加入することのメリットを生かしてということ。ぜひそのへんをですね、売り込みに使っていただく。売り込みというよりも、まあ、加入促進ですね。生かしてもらいたいわけです。

で、私、このことを取り上げたのは、合併後、7年が今年でたとうとしてるわけですけれども。形の上では、確かに1つの町と言えますけれども、両町の住民の気持ちの面ではまだまだ時間が必要だなあと、私は思っておるわけです。

このケーブルテレビには、地域密着型のメディアとして、佐賀地域、大方地域住民のコミュニティーの形成に貢献できるような役割が多々あると思うんです。こうしたことからですね、町と住民が相互に連携し、支援することが重要なことだろうと思っております。加入促進にはぜひ真剣に、全町的に取り組んでもらいたいと思っておりますので。このことをそんなに追い詰めてもですね、今の60パーセントを突破が難しいというので。ただ、できるように、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

それでは、もうこのことは終わりますけれども。

2点目の、住宅リフォーム助成制度についてお聞きをしたいと思います。

この質問に入る前に、町長と担当課長に、その場で結構ですので。

最近の経済状況の中で、町内で新築されている住宅、私はほとんど見ないわけですけれども、数軒しかないと思うんです。その地元大工さんとかですね、関連業界の置かれている状況をお二人から、その場で結構です、お聞きしたいんですけど。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

手持ち資料を持ってませんで、正確な数字が今、お示しできません。後ほど、ご提示させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

その場でかまんということでございましたけれども、町長同様に、正確な数字は持ち合わせておりません。

しかしながらですね、私、最近、通勤を徒步にしてまして。いろいろコース、変えて通勤するのはいけないかもしれませんけど、する中で、新築されている所も実際見てございます。軒数は、2軒ございました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

すいません。変則的な質問を致しまして、申し訳ないんですけども。

私もよく、この大方へ通ってるときよく見るんですけども、お葬式の立て札をよう見るんですけどもね、その新築されよううちいうて、ほとんど見ないわけです。まあ、道路沿いでない所では建たれよう場面もあるかも分からんですけども。今、大変な状況だそうです。大工さんと、私も何人かとお話ししたんですけども。

これ、同僚議員からも6月、9月と、繰り返し質問、要望された事項であるわけですけれども。この緊急経済対策として、住民の方が住宅の改良、改修工事などのリフォーム工事をする場合に、その費用の2割、限度額20万を補助するとしたものですけれども。今では、全国で400近い自治体で取り組まれておるそうです。身近な市町村では、須崎市、四万十町で取り組まれておりますけれども。

この制度は、地元の大工さんだけでのうて、塗装、それから左官業の方、それから水道、電気工事事業と、この関連事業全体への仕事おこしになっておると。経済波及効果が非常に高い。

須崎市を調べてみたら、昨年度でも1,000万少しの補助で1億3,000万を超すようなリフォームの経済波及効果が出ております。

ことに最近ですね、住宅に対するこのわが町の住民意識は、2011の3.11の震災以降、現在位置に新築をしたいといった気持ちが、ほんとに少ないんじゃないかなと思うんです。まあ、高齢化社会もあって、できれば小規模な増改築で住宅の不具合を解消したいと、こういった傾向にあると思うんです。この議会でも、高台がある町に住居を移したいと。移そうとしている住民がいるといったことを発言された同僚議員もいるように、こうした意識がある以上、ますます、このわが町に住宅は建たないんじゃないかなと、そういうことを危惧（きぐ）しておるわけです。

こうした状況を考えてみたら、小規模で零細な建設業界にどういった施策を取ることが経済的に有効である

か、効果があるか、お分かりだろうと思うんですが。

答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

あらためまして、おはようございます。

それでは西村議員の一般質問、住宅リフォームに制度についてを、通告書に基づきましてお答えを申し上げます。

本件につきましては、議員のご質問にございましたように、9月議会で宮地さんの方からご質問いただきまして、私としては随分猶予をいただいたなと思っておりまして、よもやといったところがございます。

なぜ、今、住宅リフォームができるのかという理由をそのときにも申し述べましたように、その解決策を現在、一生懸命考えてございます。その兆しが見えましたら、どこか、言葉は不適切かもしれませんけれども、すき間を見つけて、労力を持っていって、実現したいと思っているところでございます。

そういうことも含めまして、先ごろ、東日本で実際に被災地において復興、復旧作業に取り掛かっている各自治体に訪問致しまして、どのようなマンパワーの不足解消しているのかといったことを研修してまいりました。

被災地では、復興、復旧に向けた特別な措置がございまして、全国に職員の要請を募って、30人から40人を超える人員が応援に来て、作業をやってございました。とりわけ悲惨に思ったのが南三陸町でございまして、自治体の職員自らがお亡くなりになっていると。そうした中で、全国に呼び掛けをしなければならないといったことで、大変なご苦労もされてございました。その制度が丸々、被災前の私たちの町に合うかどうかということは、ちょっと無理なところもございました。

そして一方では、大規模な土地区画整理事業は財団、都市再生機構が各市町村に入っていって、その計画を作ってございました。面的には、まだほとんど解決されてない状況でございます。その都市再生機構も、もう手が及ばない状態になってございました。福島県の相馬市には、その都市再生機構も入っておらず、市の職員が担当して、さらに全国に呼び掛けをして、職員を集めてやっていると。そういうような状況でもございます。

黒潮町も、被災前とはいえ、同様に大量の事業を現在計画しておりますように、来年度の予算要求に向けて制度の要求する考えはないかということでございますけれども。私どもまちづくり課では、この不足するマンパワーを解消する予算要求をしていきたいと考えてございまして、リフォームの助成制度の要求は致しておりません。しかしながら、ただ今、議員からもご質問がありましたように、緊急の経済対策としては非常にいいものだと思ってございます。先ほども申し上げましたように、一定のマンパワーの不足が解消、兆しができましたら、すき間を見つけて実施していきたいと思ってございます。

それがいつになるかというのは、もう少しご猶予をお願いしたいと思います。3月にご質問してくださっても構いません。また、6月にやってくださっても構いません。その都度ご報告ができるときが来ましたら、より良い返事ができるのではないかというふうに考えてございます。片時も頭から離れたこともございませんので、ご理解願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

やりたいという気持ちは、よく伝わってきました。ただ、お聞きしようと、やっぱりマンパワーという、そ

の人的。3番目に私、書いてますけれど。

ただですね、まあ、マンパワーということになれば、お金の問題じゃないということなんだろうと思うんで。その財源的にはどうなんでしょうかね。そのマンパワーの話は聞きましたけど、財源的には大丈夫なんですか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

私の方からお答えさせていただきます。

課長はやる気満々みたいな姿勢を示しておりますけれども、執行部と致しましても大変良い制度というふうにはとらえておりますけれども、まあ、私が言いますとどうしてもお金の問題になってまいりますけれども。

町長からの前日答弁もありましたが、今ですね、相当予算を膨らましてですね、ここ何年かやってまいりました。そういう状況の中ですね、新たな事業に取り組むということは非常に難しい状況がございます。

従いまして、こういった新たな事業を導入するということになればですね、当然、何かの事業を中止せざるを得ないという状況もですね、ぜひご理解もいただきたいというふうに思っております。そういう中で、どういった事業を最優先していくかということですね、今後、当然考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

副町長までお答えいただきまして、ありがとうございます。

先の議会のときには、課長の答弁が住宅耐震対策等の補助金を含めてですね、考えてみたいと。そういうことで勉強してみたいということだったんですが。副町長が言われるのは、やはりいろいろな大型事業が軒並みあって、なかなか今の役場、組織の中では大変だと。

これは私から、これはお願いしてできるものかどうか分からんのですが。ほとんどの大工さんは、まあ、この関連業界の方は商工会に入っています。せめてこの制度がですね、例えば、取りあえず20万ですから50件のリフォームがあるとして、1,000万の予算。これは全町的に言うと、当初予算から言うてですね、職員、ほんで我々議員を含めて1パーセント足らずのシェアリングを、ワークシェアをしていただいたらできる財源です。そういうことも含めてですね、例えば、この書類等はもうかなりそのリフォーム助成で、四万十町のその住宅リフォームの申請書ももらってきたんですけども、ほんとに簡単で、取り組みやすい形になっております。商工会の方でも、元建設課長の方がトップでおられますので、そういう力もお借りしたうかなと思ってはおるわけです。

まあ、課長のやる気満々、まあ副町長は財源のこととか、いろいろな運営のことに大変だろうと思うんですけども。まあ、3月も6月も質問されて結構です言われても、これは結果が出んとですね、私の方も質問しがいがありませんので、前向きな返答をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

ただ今、商工会のこともいいアドバイスをいただきました。もう少しご猶予をお願いしたいというのが、ご答弁でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

私、この12月議会で何とかならんろうかと思うて、随分、この議会の定例会の開会前から意気込んじよつたわけですけれども。

まあ残念ですけども、ぜひですね、公共事業においてもほんとに、地元の大工さんというのは零細で、小規模で、またほとんど、この前の拳ノ川地区に医師住宅、また、駐在所も建ったわけですけれども、そういう入札にも入れない。ほんとに苦しんでおるわけです。そういう業界への配慮ということも、私は大事だろうと思っております。

また、土佐清水市では、地元の大工さんに少しでもということで、学校校舎を建てたときには、こういった勉強机なんかも、大手のメーカーではなくて地元産の材を使って、地元大工さんにそれを作つてもらうと。そういうことも配慮しておりますので。ぜひですね、3月も6月もやると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それで、これは答弁要りませんので。

ただ3点目の、職員の人的な不足のことについてお聞きをしたいと思います。

この9月定例会で、南海トラフ大地震に備えた避難道、それから避難タワーなど、8億を超える大きな補正が組まれました。ほとんどが国や県の補助金頼りの事業ですので、今の担当職員がその補助申請の書類を整えるだけでも大変な仕事量になるんだろうなあと、私は想像しておるわけですけれども。

この数年間に集中するその大規模事業を、そつなく消化していく。そういう人の確保、また施策について、取りあえずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは西村議員の3番目、人的資源の不足についてお答えさしていただきます。

皆さんご承知のとおりですね、本町では3月31日、南海トラフ巨大地震の震度分布と津波浸水高が内閣府から示されたことを受けてですね、これまで防災対策に重きを置いて積極的に取り組んできたところでございますが、さらに、防災対策の加速化と充実が求められているところでございます。これらに対応していくためには当然、人的資源が必要となってまいります。

このため本町では、24年4月にですね組織改革を行い、情報防災課を新設し、南海地震対策係を設け、職員を1名増員してですね、対応をしているところでございます。さらに、臨時職員も雇用するなどしてですね、南海地震対策に対応しているところでございます。

しかし、先の職員地域担当制ではですね、住民の皆さんからの要望が多種多様で、事業個所も大変多く、かつ、専門性が求められることなどもありまして、現南海地震対策係だけではですね、到底、対応が困難な状況にあります。

このため、さまざまな検討もしてきたところでございますけれども、事業仕分けを行いまして、総務課、まちづくり課、建設課、海洋森林課などに振り分けてですね、全町的な対応を取っているところでございます。

また、高知県技術公社の活用とともに、契約方法などの勉強も行つているところでございます。

さらに、民間企業、コンサルタント会社と委託契約をして、専門技術を持っている職員の派遣も考えているところでございます。

また、来年度はですね、合併以降大変厳しい職員定員管理を行っており、職員の全体の増員は難しいところでございますが、行政改革などを行うことによりですね、南海地震対策係を1名、また来年増員することとしております。そして、引き続き民間などの活用を積極的に行うことによって、マンパワー不足に対応をしていきたいと考えているところでございます。

そして、もう1つのご質問にあります、昨今、住民からのですね、行政への要望は大変多く、多様化かつスピード化が求められているところでございます。これらの要望に的確に応えていくためには、しっかりととした組織づくりが肝要であるというふうに思っております。

本町の人口は、年間約200人程度減少しておりますので、平成37年には1万人を切ると予想されております。こういった状況の中で、今後職員を増員することはもちろんですが、現状維持も難しく、職員の削減は避けて通れない状況ではないかと考えているところでございます。

こういった対応にはですね、どうしても今後も行政組織改革を進めることができ一番大事ではないかと思っているところでございます。そのことによって、新たな時代の流れに即応できる体制、組織づくりを積極的にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

そのマンパワー不足というのは、これは大きな、まあ震災以降、ほんとに大変だろうとは思うんです。

ただこれ、今現在では専門的な職員がおらんということで、国とか県とかの出向職員さんもおるわけですが、これもまた、いつまでも頼ることはできんわけです。

今の副町長の答弁で、組織改革をしていくんだと。組織改革をしても、絶対的な人数が増えるわけではない。その中で、これは以前からの私の持論なんですけれども、ここ例えば5年間、10年間かも分かりませんけれどもね、今、執行部の方が言われようその事業というのは。例えば、土木、建築といった、その公共事業にかかわってきた公務員OBの方。また、民間を問わず、その有資格者のOBの方。今、定年施策も伸びようとしているわけですので、そういう方々の応援というのがいただけないかなと。そういった組織の形成が、私は有効な手段だろうと思っておるわけです。これは以前から私、言い続けようわけですけれども。将来的に人口が減っていく町の中で、職員をずっと確保していくがはなかなか難しい。そのことに柔軟に対応していくには、そういった組織をつくられることの方が、私は運営もやりやすいんじゃないかなと思ってるわけです。

まあ、これからも課題はたくさん、日々変わっていくわけですので、そのへんのところを1つだけ、副町長の方からでも町長からでも、お願ひします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

ご質問にお答えします。

今、西村議員から申されましたことにつきましてはですね、我々もそのへんは十分考えでですね、今、取り組んでおるところでございますけれども、一度辞めたらですね、なかなか再雇用が難しいというような状況もあってですね、まあ再任用等も考えておりますけれども。

そのへんも含めて、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番 (西村將伸君)

私、その再任用という言葉があったんですけど、それもいいんだろうと思うんです。

そもそもですね、この役所というものは、住民が自分たちのために税金を払ってつくった組織です。何かこう、辞められるとどうも、もう役場のことにかかわることがどうもいかんと。そのへんの、私、気持ちが分からんわけですけども。まあ、先輩風を吹かしてですね、いまだずうっと課長の気持ちが抜け切らんということでは困るわけですけれども。そういうがじやなしに、そういった組織の中でぜひ皆さんでですね、そのへんの、地域に貢献すると言ってこの役場へ入られた方々ばかりですので、ぜひそのへんの払しょくは、副町長が心配せんでも一緒にやろうと。そういうものを、組合の方でも話し合ってもらいたいと思っております。

それで、最後になりますけれども。将来に向けて、地方分権に備える組織づくりって、最後に、地方分権を含めてですね、行政とか議会、そういう役割がこれからどんどん大きくなっていくわけですけれども。

その地方分権に備える組織づくりの人的対応策を、これは町長にお聞きしたいわけですけれども。まあ、政権は変わりましたけれども、この2001年の自民党時代から推し進められてきた、これは政策です。もっとスピードが出てくるかもしれません。

町長の、その地方分権に対するご所見と、この分権時代に求められるであろう職員像をお聞きしたいと思います。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

今後、進められる地方分権がどのような形で進められていくのか、まだ全体像が見えてございません。

大きく申しますと、民主党さんが申し上げておりましたような二層式、あるいは、自民党が推し進めようとしている三層式、いろいろ方式が違うわけで、そのフレームによって地方自治体、基礎自治体が負わなければならぬ役割が変わってまいります。

その中でも、うまく申し上げますと、やはり権限委譲が行われるわけです。で、新たな業務が発生してきまし、また、権限移譲ということですので業務の自由度が増すと。基本的な方向は、こういったことだと思っています。そうしますと、それに対応できるのは、高い専門性と、さらに企画力を持った職員、これが必須であると思っております。当然、地方分権が進みまして、業務の自由度が増す、そういう環境になるときにはですね、うちの職員だけで対応ということにはなりませんので。当然、今、県におられる職員の皆さんも何らかの形で配置替えがあると、そのようにも思っています。

ですので、これから僕たちが、人材育成のときに、この地方分権を絡めて気を付けていかなければならないのは、うちの町をまず徹底的に知っていること。これはもう最重要課題だと思っています。それがまずできて、それをベースにした規格ができて、なつかつ、それを実現できる専門性を持つと。簡単に言うとこういうことですけれども、なかなか、一足飛びにここまでいけるかどうかはまだ分かりませんけれども、時間をかけながらでも、そういう人材育成であったり、そういう組織を目指していきたいと思います。

議長 (山本久夫君)

西村君。

3番 (西村將伸君)

地方分権と。これは権限移譲されないで、そのまま道州制といった議論もされておるわけですけども、まあ、そこまでは今日は飛躍するつもりはございませんので。

ただ、興味深い論説があったもんですから。これは伊藤忠商事の丹羽会長の論説なんですけれども、なぜ地方が疲弊してきたかという論説です。

これは、明治維新以来 140 年間続いてきた中央集権体制、これがもう時代に合わんなってきたがじやないかと。それは大量生産、大量消費のために強国体制というものをつくり上げて、それはそれなりに有効で、日本が素晴らしい発展を遂げてきた。これは皆さんもご存じのとおりなんですが。しかし、これは産業振興にかかることでもあるんですけども。しかしそれは、今までの発展は、これは生産者の論理で、今の消費者の論理。町長がおっしゃいましたけども、エンドユーザー、そういう方々への論理ではなかったと。その時代にそぐわなくなってしまったと。この田舎の生産が。それ故に、一次産業に付加価値を付けて、そのユーザーに合う、消費者に合うようなものを作らないかん。私はそういうことを、これまで産業振興で一貫して言い続けてきておるわけですけれども、そういうことが問題だと。で、経済がその坂道を下り始めた時点で、この今までの制度の問題点が明白になったと。そういうことでの地方分権の必要性を問うているわけですけれど。

私自身、職員さんにもお願いしたいのは、地方分権を地域の再生に結び付けるとしたら、これは、ただ私たちも今まで、あれやってくれこれやってくれと、そういったことではなくて、まあ忍耐も必要でしょうし。また、我々の自立の精神、また、もう 1 つはリーダーシップを強く持った、この町長の自立の精神、そういうことが必要だろうと思っています。その上に、職員含め我々議員も、意識の改革というものが当然必要になってくるわけです。

最初にちょっと言いましたけれども、大体そもそも役所は、住民がお金を払って、自分たちのために払ってつくった組織。ところが、これはいつの間にかですね、その役所組織の利益とか、縄張りに住民が振り回されているように私は感じております。こうしたその住民意識を一刻も払しょくして、地方分権時代にふさわしい町づくりを町長にはですね、ぜひ推し進めていただけるようにお願い致しまして、時間は相当数余りましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

議案採決の準備がございますので、この際 10 時 15 分まで休憩します。

休憩 09 時 56 分

再開 10 時 15 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業推進室長より発言を求められております。

これを許します。

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほど、西村議員からリフォームの関係で建築関係のご質問がありましたが、その中でですね、大工さんの関係についての資料なんですが。調べてはいるんですけども、その大工さんというか、職業別的小分類まではなかなかありません。

それで、そこの中に商工会の方で調べてくれている中で建設業という分類の中に、大工さん、左官さん、それから土木の方に従事されている方がいます。それで、今年度、24 年の 4 月 1 日現在で、そこの数字が 108 業者になっております。それを、平成 18 年の数字で見ますとその 106 業者ということで、ほとんど今の状態で

は横ばいなっております。

それと、黒潮町内の木造住宅の建築件数の関係ですが。これは21年に26件、それから22年に21件、23年度に22件というふうになっております。

なかなか、ちょっと詳細までは調べるのができていませんが、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

これで産業推進室長の発言を終わります。

日程第2、議案第50号、さが道の駅用地造成（進入路設置）工事の請負契約の変更契約の締結についてから、議案第58号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、今12月の定例議会に総務常任委員会が付託されました議案についての報告をさせていただきます。

総務常任委員会が預かりましたのは、議案第51号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第54号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算についての歳入全部、歳出のうち、2款、9款。それと、第2表地方債補正。議案第57号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてのあれでございます。

これにつきましては、12月10日、10時30分より12時の間、前にあります社協の2階の大ホールにおきまして、植田副町長、松田総務課長、松本情報防災課長、それから総務の方の松田財務担当の係長を出席いただきまして、全員で慎重なる審議を行いました。

それでは、まず議案第51号ですが。

これにつきましては、いわゆる上位法の地方自治法の改正に伴う改正ということで、まあ、上の法律が変わったことによる町の条例の改正ということで、皆さんの審議の結果、これは可決するものと決しました。

そして、議案第54号の、平成24年度黒潮町一般会計補正予算について、今から入らしていただきます。

まず歳入の方から、簡単に入らしていただきます。

あまり込み入ったことはありませんでしたが、13ページをお開きください。よろしいでしょうか。

この10款の1目、地方交付税ですが、この地方交付税は特別交付税になります。この比率というのは、地方交付税の中の普通交付税が94パーセント、特別交付税は6パーセントで、大体この特別交付税というのは、災害とかのときに使うことが主目的のようございます。

それによりまして説明を受けた分ですが。特別交付税の23年度が4億4,026万円の確定がありましたので、24年度は2億6,069万というものを見込んでおります。そのうち、今議会の補正で6,069万1,000円を計上しております。それに伴いまして、まだ余裕として1億7,900万ぐらいの特別交付税の交付があるような説明を受けております。

主に大きいところでいきますと、14ページの方の6目、消防費国庫補助金というのがありますし、この中の木造住宅耐震診断事業費補助金、それと、木造住宅耐震改修事業費補助金というものが30万と190万の減額になっております。そこは名称が変更しまして、住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金という名称になりました。これにつきましては、補正の方の652万5,000円と減額された分を足しまして、872万5,000円を組んでおります。これにつきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合になるというような説明を受けております。

続いて、15ページの方ですが。

2目民生費県補助金の所の、一番上の段になります。その中の下の段の方の、地域支え合い体制づくり事業費補助金。これは2,000万組んでおります。これにつきましては県の基金でやる事業で、100パーセント県から頂けるという補助金ですが。これはまだ、今、一生懸命になって、全額補助が下りるように、今、努力をしているというように、まだ確定事項ではありませんが、そういうような説明を受けております。

財産購入という、15ページの方になります、同じ。

その方で、財産購入の方の1目不動産売払収入ということであります、この土地購入売払は都市計画の方になりますが。この276万8,000円、これにつきましては、まあ、単価はこのようなもので良いのかとかいろいろな意見が出ましたが、これは錦野にあります、高校の方の先生の教員住宅が空いております。で、もう使われていないのが4つあります、そのうちの2区画ある分の1区画を購入することで、これにつきましては今現在やられております56号の改良工事に伴います、移転者への代替用地としての取得という説明を受けておりますし、また、単価についてもいろいろと質問がありました、まあ、坪単価が7万4,000円。これ、妥当かどうかということでしたけど。これにつきましても、いわゆる県の方の鑑定評価に基づいての取引ということになっておりますので。それと、今現在建っております建物2棟は、必ずさら地にするという条件が入っておりますので、それを引いた分ではなかろうかというような話で、いわゆる取り壊し料が掛かりますので、単価がちょっと低くなつたかなというような話をしております。

それと、16ページの方で、小さいものですけどちょっと議題になった分で、物品売払収入ということで5万円が計上されております。これは、佐賀の中学校のピアノが完全に傷んでおって、閉校になっております北郷小学校にありますピアノを修繕すればそれが使えるということになりましたので、そこは修繕して回す代わりに、古い佐賀の中学校のピアノを5万円で下取りしたということでの計上になります。

同じく、16ページの21款町債の方ですが。

ここにあります総務債の方で、集落活動センター整備事業ということで630万が組まれておりますが、この県の補助も含めて。この町債の方ですが、これは合併債を利用してということの報告を受けておりますが、これは北郷小学校の方にできました集落活動センターの整備事業ということで、この施設充実という名目で組まれております。

17ページの方ですが。

この消防債の方の消防施設整備事業100万円の減額につきましては、これはほかの方の事業に組み入れたことによる減額というような話で聞いております。

その中で出てきましたのは、やっぱり黒潮町は全国一の、30メーター級の津波が来るということによる特別交付税、ちょっとずれましたけど、の参入に加味されているかという意見が出ました。そういう部分は、現在は防災事業で組んでいる分については通常の予算で普通交付税で入ってきているが、今、町長が要望する件については、ヒアリング等においては県、国について組み込んでいただけるように努力をしているという報告を受けております。

続きまして、歳出の方に入ります。18ページ。

2款の方で、9節の方の旅費という分で100万、普通旅費ということで出ております。これにつきましては、東北の方への調査、視察。町長、また職員の出張費を組んでおります。

そのとき意見として出たのは、出張ってどれぐらいの費用で行っているかということありました。現在は、東京1泊の場合は、旅費、宿泊代込みの5万円でやっておりますと。それはパックの方を利用しておりることで、安く行けるようにして出張もやっておるという報告を受けております。ただ残念なことに、手前から買うてる関係でキャンセルした場合のキャンセル料の発生はするけど、トータル的に見たらこのパックを利用

する方が、経費が掛からないという報告を受けました。

2目になります人事管理費の方で、共済費の400万の補正を組んでおる分につきましては、臨時職員の介護2号保険の保険料の増加とか、共済年金の掛け率のアップ等に伴います補正であります。

それと、19ページになりますが、15節工事請負費いうものが組まれております。710万というものが挙がっております。これにつきましては、旧北郷小学校の敷地内にトイレ等の整備工事の地元からの要望があったことで、トイレを造ることになりました。それにつきましては、まあ、当初は1つのお風呂で交互にというような、男性、女性が交互に分かれて入るというような意見があつたそうで、を予定して出したのは町の方ですけど、地元からの要望がありまして、それぞれ男性、女性というように分けて風呂を造るようになっております。そういうことと、トイレの方も、障がいのある方が使えるトイレがあるかとかいろんな意見がありましたけど、まあ、高齢者とか車いすの方が入るトイレがあるということであります。

もともと地元からは、まき風呂でそのお風呂をということでありますと、注文ユニットで造る関係で、まきの方になりますとなかなか予算が合わないという点がありますと、今回、もうこういうユニットですのでそういうユニットになって、まきはできなかったというような要望があつたというようなお話を聞いております。

まあ、なぜか知らん、女性のお風呂が広かつたかなというような感じはしましたけど。まあ、それは地域見てもね、やはり高齢の方は女性が多いんですよね。男性の数が少ないから、ああ、当然かなというように思いました、それは。まあそういうことでの整備で、ここでいろんなことがやつていって、地域の住民の方々が喜んでいただけることはいいことじやなかろうかというような意見で、皆さんがまとめております。

続いて、その真下にあります備品購入費ということで、293万8,000円の減額でございます。これは、皆さんご存じの商工会の隣に、これは元建設業界が何かの事務所があつた所を倉庫に使っておりました。あまりにももう危険なものだったので、さら地にしております。そこにコミュニティー関係の方での予算でそこへ倉庫を造る予定をしておりましたが、その方が認定されなかつたことでの減額です。また、ほかの方法を考えておるようでございます。

この需用費の21万3,000円の額、小さいものであります。これは広報が、最近、防災関係のことでページ数が増えたことによる製本費の増であります。

続きまして、消防の方に入らしていただきます。9款消防費になります。

28ページ、15節工事請負費。ここで100万円の減額になっておりますが、防災施設整備工事というのが、これは町単事業でやるもののが自主防災の方の交付金に参入になって補助がついたということで、消防費の方からまちづくり課の方に組み替えになつた100万の減額であります。

19節の負担金補助及び交付金の部分ですが、これは1,260万という補正を組んでおります。これは木造住宅耐震改修工事費、木造耐震改修設計の補助であります。ここにあります木造耐震改修工事の補助は、上限額が90万円までが12件分。木造住宅改良設計の方の補助金につきましては、20万が上限で4件を見込んでおります。

その下にありますブロック等の費用補助ということで、これは29ページの方になりますけど。これにつきましては、今年度、今議会に初めて組み込まれた予算であります。これにつきましては、ブロック塀等を危険な場合に撤収する作業とか、ない所に生垣を造るとかいうた場合の補助として組まれておりますが、上限が20万であります5件の予定をしております。どちらかというとこれにつきましても、今回の避難道に近い所で危険性の高い所が優先的な補助にならうか、というような説明を受けております。

これにつきまして、この耐震設計とかいうことにつきましては、申請はいつごろまでにしたらいいとかといふ質問がありまして、これにつきましてはいつでも申請は受け付けておりますということで。まあ、そのこと

についても防災等の説明会で耐震について話すことが多くなったことによりまして、住民の方からも要望が多くなっておりますと。この取り組みには町自体も力を入れておりますという報告を受けております。

あとが、次が議案第 57 号になります。幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

これにつきましては、幡多広域ができたときに特別養護老人ホームを持っておりました宿毛市の千寿園、大月の大月荘、清水市のしおさい、西土佐のかわせみというものが組み込まれておりましたが、順次ですが。今回は、西土佐にありますかわせみを、ここの文言から削除するということで挙がってきております。

これにつきまして委員会の中では、この所管を元の西土佐の方に移すと。今でしたら四万十市の方に移すということですが。この中で、その今までの負担金なんかはどういうことだったんだという質問がありまして。それにつきましては、起債につきましては、もともとそれを取り組んだ市町村の方で支払いをしていただいて、それが完全に済んだ分についてから、こことこから外して元のとこへ全部を移管すると。ほんで、負担金はありましたけど、その負担金につきましては、この元あった 4 つの職員さんの研修についての負担金というものを、分担金というか、そういうことで町も出しておりましたという説明を受けております。それが研修費ですので、年間 2 万 4,000 円を出してましたが、もう既に宿毛、大月がもう移管になっておりまして、今回、西土佐のかわせみが西土佐に移管されることになりますので、残るのは、あと土佐清水市のしおさいのみが残るということになりました。だから、研修費も今までよりは少し負担金が、職員の数が少のうなりますので安くなるかなというような報告、受けております。

これにつきましても、全会一致で可決するのと決しました。

1 つ遅れましたけど、さっきの 54 号議案の、黒潮町の一般会計補正につきましても、遅れましたけど、これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神さん。

10 番（明神照男君）

消防費の関係で、29 ページ。これ説明受けたような気もするがですけれど、ブロック塀等対策費補助金 100 万。これ、場所はどちらですか。

総務常任委員長（森 治史君）

いや、場所はどちらじゃなくって、これは町内すべてで、避難道とかそういう所の場所に当たる所で。

まあ言うたら 2 メーターばああると、塀おい（へおい）が。周りから来たけん 1 メーターに落としてくれとかいうような、そういうことでもよろしいし、全部撤収することの費用でとか、ちょっと、自分とこは壊れたけんと、生垣、まあ危険やけん壊すと。ほんで、あと生垣にするとかいうときの補助にもなりますけど。

この問題を議論をしておりますときに、やっぱ委員さんの中から、20 万というけど、20 メーターかな。ちょっと、距離は 20 メーターばあやと思うんですけど。まあ、一定の塀おい（へおい）を取り壊して、言うたら産業廃棄物で処理までしてもらう。取り壊すだけとかやったかな。ちょっとそのへんはやけど、30 万ぐらいはやっぱり要ると。じやけん、まあ一定限、その個人負担は免れんという。まあ、上限が 20 万ですので、20 万ぴったりでいって、町が認めてくれたら 20 万でしょうけど、内容によって 10 万の補助になる場合もあるか

と思ひますけん、まあ、不足した分については個人様のご負担ということになります。

ほんでもまあ、今現在は20万の上限ですので5件ぐらいはあるということですけど、まあ、こういうことには今から力を入れていくと思いますので、要望があればまた要望に合わせて補正が挙がってくるんではなかろうかというようには考えられますけど、そういうとこうまでの意見はもまれておりません。

ただ、どこが優先になるがぞいうたときに聞いた話、説明の範囲では、やっぱり避難道に面した危険性の高い所を優先したいというような説明は聞いております。

議長（山本久夫君）

明神さん。

10番（明神照男君）

それと、18ページの総務費、一般管理費、節の旅費のところで101万8,000円、100万。これ、町長から職員さんの出張が多くなったもんでのいうように思うて、それは分かりました。

たまたま委員長の説明では、東京1泊5万という言葉があったもんで。東京1泊5万いうのはどういう内容ですか。

総務常任委員長（森 治史君）

すいません、説明が足ららったかもしません。

この、まあ、10万掛かるかというような話が出ましたんです。出張1泊についていうがを出張費で一日どればあ組むというような話が出ました、委員長さんの中から。そのときの説明として受けたのは、東京1泊で戻んてくる、行って、1泊して戻んてくる場合の旅費としては、いわゆる今うんとはやってます飛行機とホテルをセットにした、パックというやつがあります。それを利用すると、大体5万円ぐらいで高知往復して、ビジネスかどうか知らんけど1泊して帰ってこれるから、極力1泊のときには、東京出張でしたらそのようなパックのやつで、経費節減のためにパックの方のあれで旅費を出しているということでした。申請を。そのように説明を受けております。

（明神議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それでは、産業建設常任委員会の審査を報告を致します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

事件番号、議案第50号、件名、さが道の駅用地造成（進入路設置）工事の請負契約の変更契約の締結について。審査の結果、原案可決でございます。

議案第53号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。審査の結果、原案可決です。

続きまして、議案第54号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算について。歳出のうち、5款、6款、8款、審査の結果、原案可決です。

議案第 58 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止について。審査の結果、原案可決でございます。私たちのその委員会はですね、12 月 10 日、10 時から委員会を開きまして、全員出席しております。町長、浜田、森田、森下、武政、松田、各管理職の皆さんにもご出席をいただきました。

それでですね、質疑等経過でございますが。

議案第 50 号につきましては、本会議場でだいぶ丁寧な説明、質疑等がございましたので、重複しておる部分もございますので、概要だけご報告ということになります。

今回の議案の分ではですね、一部、今後また、当初 1 億 8,000 万ですか、今回、607 万 1,000 円増加いうことでございますが。それぞれ必要な工事をするということでございました。盛り土等はですね、宅地造成の残土、および国土交通省さんからの土を頂いて、埋め立てをしていくということでございます。出入りの安全対策のために、右折レーンとか、また、排水対策等にですね、配慮したものにしていくということでございます。舗装あとがございますので、その高さを見込んで盛り土の高さを合わしていくと。これは将来的なものとしてですね、25 年度に建物と。26 年に開業すると。そういうことのお話がございました。これが、議案第 50 号の概要でございます。

そして、これについてはですね、討論はございませんでした。

それで、表決の結果は、全員賛成でございました。

それから、議案第 53 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきましても、本会議場で丁寧な説明、質問等しておりましたので、内容が大変よく分かっておりましたので、特段の質問も質疑もございません。

本会議場と重複致しましたので、ご報告は省略させていただきます。

討論につきましてもですね、特にございませんでしたが、まあ、その意見としての発言でございましたけど、こういう監督者、技術者を設けた場合、現場の仕事がちよいと、ちょっとこりできるというようなことでしょうかねえというような発言もございましたが、まあ、討論なしということの報告をさせていただきます。

それで表決でございますが、これも全員賛成でございました。

それからですね、議案第 54 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算について。

歳出のうち、5 款労働費でございますが。これもですね、本会議の段階で出されたことが大部分ございましたが、雇用期間について特にご報告させていただきますが。2 月、3 月、雇用するということでございます。しかし、年度変わってもですね、まだ 10 ヶ月継続雇用が可能であるということでございましたので、そのことは重複致しますが報告させていただきます。

それからですね、まあ何人かということもございましたが、これも 4 人と 4 人というようなことでございましたので、まあ一応、雇用にかんすることでございますので、あらためてご報告をさせておきます。これはですね、継続雇用が可能だということで、ある一定、安定的な雇用形態が図られていくということで、まあいいんじゃないかということでございました。

それとですね、続きまして、歳出のうち 6 款農業にかんする分でございますが。補足説明をいたいた中で、8 節、14 節、集落営農にかんする部分で、県外視察も考えておると。

13 節については、公社設立の登記費用ほかということでございます。

19 節につきましては、これは水田農業の関係で、パソコンの修理などが入っておるということでございました。

それから、田野浦の方で、規模拡大していくためのハウス活用事業を行うということでございました。あとですね、まあ、自分ところでやる分については、まあ自分ところである程度できるんじゃないかなと

いうことに対しましては、詳細、何か抜かりがあればいけないので、まあ事務的なことは委託に出してお願いしていきたいと、そういう答弁がございました。

それから、6款のうちですね、水産業費でございますが。これも本会議場でも出たんですけど、シラス屋根の修理。

それからですね、漁集の方で、佐賀小の裏、避難場所の盛り土をするために、その盛り土の補強対策。これの比較検討をする。それから、そのときに同じ場所にハウスがあるために、その撤去を、必要なためにそれらの調査をすると。

それから、避難通路等でございますが。佐賀の役場近くの裏側に、裏側、国道56号の上で急カーブな所がございますが、旧56号ですが。その上の方へですね、広場と避難道路を造る。それから、佐賀のお寺さんの近くにオクラの池という池がございますが、その避難道路の候補変更による減額など。

それからですね、17節、22節につきましては、避難道路の用地取得は難しいので減額する。

それから、県単独補助事業の給油口ですね。船の燃料を入れるための給油口が来年へ繰り延べすると。まあ、財源的な問題がございまして、来年度のもう少し補助率が良い事業で行うと。

それから、入野漁港管理についてはですね、1基分のケーソンの上部工の修理を行うという予定のところ、割り当てがなくてですね、今年は、来年へ繰り延べするということでございました。

あとですね、防水シートの何年たっちゅうかとかいうようなことらもございますが、この入野漁港の分につきましては130万要るんだが、60万保険が下りて、あと、町負担が70万ということでございました。

以上が水産でございました。

この土木の方ですね、22節の分で、これも本会議場であったと思うんですが、自動車専用道路の残土処理対策のために道路を開設する計画で、延長が2,780メートル、幅員が4メートル。これは熊井という所から、昔、町が廃棄物処理をしておりました場所がございますが、そことの連絡道路でございます。

立木調査等については国土交通省さんの方でやっていただいて、スギ、ヒノキ、マツ、そういうものの立木補償でございます。来年度完成したいという意気込みで取り組んでおるということでございました。

まあ、その残土処理のする場所については、隣町の方では、ある目的がある所へ思い立って残土処理していただいたということがあるような話があったと聞くが、そういうことは当町にあるかというような質問もございましたが、今のところ当初計画のとおり、先ほど言いました、昔、県営開拓パイロット事業と言った所ですけれど、その事業の名前を入れてパイロットと言ってるんですが。そこへ全体の土入れをしていくということでおございました。

それからですね、道の駅造成工事の中身の話が出たもんですので、この中身については仮設工、タイヤ洗い場、ガードレール、壁の補強、撤去などということでございました。

それからですね、もう1つは住宅の所で錦野団地の件が出ましたが。一応、担当課長からは委員長が言えという、訂正せえというお話を聞いておりましたが、これは本会議で武政課長の方が訂正致しましたので、省略致します。

それと、まあ津波に対する心配もございましたので、この役場前、あるいは駅前の開発についてもですね、その津波が来る所へやってもどうかなと、いかがなものかなという質問もございましたが、造る施設等についてはテナントで、貸店舗等でやる方向で取り組んでいくと。まあ、店舗は町並みを同じようなものに仕上げるようなデザイン、形にしていきたいと。夜と昼との、まあ言うたら、商いの形態をある程度区分けするというようなお話をございました。

まあ、東北の、東日本の災害復旧についてもですね、さまざまな問題が横たわっております、なかなか前

向きに進みにくい現状があるわけでございます。町としても、大変大きな事業なんだなということでござりますが。まあ、住む所、それから働く所と、そういう大ざっぱに分けていくんだということでございました。

それからですね、都市防災のことで1,990万、これは組み替えでございますが。そういう組み替えをしながら、まちづくりを早く進めていく。できるだけ早く、町の形態を整えていくということでございます。が、それもこれも庁舎の移転がですね早く進まないと、なかなか進みにくいというようなことでございました。

田の口の方もだいぶ見えてきたんだが、いつできるかというようなことに対してはですね、今、山場やと。急いで取り組んでおるんだけど、これが目いっぱい、なるべく早くしたいと。これは田の口の、板で囲いをしたような表示の所がございますが、その分のことでございます。

以上が予算でございますが、この本件についてもですね、討論そのものはございません。

まあ、全体のこの産業建設にかんする分野につきましては、意見としてですね、早期発注、早期完成に努めること。まあ、発注が遅れて、完成が遅れてということがないように。予算の期限は3月31日ということが決まっておりましたので、この、それまでの工期をちゃんと守る。守ってくださいということで、討論は終わりました。

で、評決でございますが、これも全員賛成でございます。

あとですね、次、議案第58号ですね。黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止についてですが。これはですね、まあ、これも本会議で詳しく説明していただいたものの繰り返しのようなことでございましたが、要は、センターへの相談はあるかというときに、23年、センターがないときが177件。24年はですね、4月から10月が140件と。月に20件割合と。相談員2人で対応しゆうけれども、1人が出張など、勉強などあるときは、なかなか処理できないことがあると。まあ、増員が必要であるということでございました。

問題解決はしておるかということにつきましては、解決していると。弁護士を紹介とか、あるいは多重債務者のためになっていると。払い戻しや、その時点で払わなくてもよいように対応、事後指導もしていると。そして、黒潮町の人がこことすることでなく、どこの自治体へ行っても、幡多郡内、対応、窓口の相談は受けいただけると、こういうことでございました。

これについてもですね、討論はなし同時に意見としてですね、これまでと変わりなくやること。討論そのものはございません。

あとですね、評決が4人全員、賛成でございました。

その後ですね、一応報告事項としてですね、第三セクターについて森下室長さんの方からお話をいただきましたので、併せて報告をさせていただきます。

討論委員会を3回開いたと。それでですね、設立趣意書を各団体へ協議してもらっている。これも何か、本会議でやったと思うんですが。12月末までに回答を求めているが、総会へ提案する必要がある団体があると。まあ、3月いっぱいになることもあるやもしれないと。

県の産振計画についてはですね、申請出して1回でクリアしないと、次の受け付けはなかなかしていただけないだろうと。このためですね、25年度で実績を作り、26年度の申請を考えている。

販路開拓についてはですね、生協はなかなか規模が大きいので子会社を紹介していただいて、子会社の方との話を進めて、開発について取り組んでいると、こういうことでございます。

県の方はですね、実績実績言うということでございますが。初めてやる者について実績はございませんので、これは甚だ、まあ、私見述べるわけにはいきませんので。まあ、そういうことでございました。

それからですね、まあ、前向きにやるということと、それから、心配ごとの意見もございましたが、方針に基づいて取り組んでいきますという心強いお話をいただきましたので、以上、ご報告をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

先ほどの総務常任委員長から、報告漏れがあるため、発言を求められております。

これを許します。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

誠に申し訳ございませんでした。

第2表、平成24年度の補正の中の第2表、地方債補正の部分の報告が抜けておりましたので、ここでさせていただきます。

主だって、どこがどんだけがどうのこうのいうた議論はありませんでしたけど、前回の皆さんの意見が、地方債の起債については公債費比率に十分に気を付けて借り入れをされ、適切な運用に努めることという全員の意見がありました、ということを報告、これをさせていただきます。それに基づいて、今補正につきましても可決するものと決しました。

そういう報告をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

第2表、地方債補正の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の発言を終わります。

（森委員長より「どうも、すいませんでした」との発言あり）

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

付託されました議案は4議案です。議案は付託表にありますので、ご確認ください。

教育厚生常任委員会に付託されました全議案は、全会一致で可決となりました。

それでは報告内容、具体的に入っていきたいと思います。

最初に、議案第52号です。ページ数は、5ページ、6ページです。

黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例ですが、これは本議会で、上位法による改正ということでし  
た。

私たち委員の中からちょっと勘違いがありましたので、もしかして、議員の皆さんも勘違いしてるんじゃないかなと思って再度報告するんですが。上位法の改正ということで、ここに今書かれてる上位法が今回改正になつたから黒潮町のものを改めたのかと、そういうふうに勘違いしてたなんですが、そうではなくて、ここに書かれてある法令は、平成21年度1月から施行されているものだそうです。

で、これは出産育児一時金の件ですが。出産育児一時金は、実際は39万円で、あと3万円は医療保険の方

なんです。でも、どうせ42万円支払われるの、黒潮町としてはまあ支障がないんだろうということで、県とも協議した上で、もう42万円にしてあつたそうです。その3万円というのは、出産時に事故があった場合に、医療機関が保険に入っているそうです。で、その医療保険に入ってない所は、全国的には、たまたまですけど、少ないですけどあるそうです。それで、もしその医療保険の入ってない所でお産をした場合には、このあの3万円は支払われないので、実際、出産育児一時金は39万円しか支払えませんので、今回、国の法令どおり条例を改めた方がいいだろうということで、改まったそうです。

それで、ちなみに21年度から今回まで、それに該当する方は12人いたそうです。というのは、県外でお産するということは、実家に帰ってお産をするわけです。県内の医療機関は全部、この保険に入っているそうですが、全国的にはそういう所がありますので、12人該当者がいたそうですけど、問題はなかったそうです。その12人の方は全員、お産した所では医療保険に入ってたと、そういうことでした。

続きまして、次へいきます。次は、議案第54号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

3款民生費です。ページ数は、20ページを開けてください。

1目の社会福祉総務費の15節工事請負費2,000万ですが、これは先ほど、歳入の方で総務の方からもちょっと触れられましたが、地区集会所エアコンとトイレの設置等の工事費2,000万。これは本会議で説明がありましたが、エアコンが29カ所、トイレが7カ所と最初組んでたけども、住民の要望が多いので、その、なるべく要望に応えていきたいから、場所が増えました。それは皆さんの所に課長の方から表が配られておりますので、これでご確認いただきたいと思います。で、これは100パーセント県の事業です。なるべくなら住民の要望に応えていきたいということです。

そのすぐ上にですね、13節委託料がありますね。地区集会所改修設計委託で200万が組まれてますが、エアコンを設置するのに果たして設計委託料は要るんですかという、委員の方から質問が出されました。それで、エアコン設置はこことここに付けてくださいと。それだけでいいんですけども、トイレの改修の場合は、和式から洋式に替えたりする場合は場所的にも取りますんで、ドアを替えなきやならないとか。それから、スロープをつける場合とか。スロープはトイレじゃないですよ。スロープの補助もありますので、そういう場合には設計が要るということで説明がありました。

続きまして、4款衛生費にいきます。ページ数は23ページです。

4款衛生費、6目環境衛生費の19節負担金補助及び交付金。これは合併浄化槽設置整備事業補助金11万6,000円です。毎年この時期になりますと、浄化槽の補正が出てきます。執行部もなるべくなら住民の希望に応えていくということで出てくるわけですが。

今回も、予算としては5槽17基、7人槽18基、10人槽1基を予算を組んでましたが、5人槽は要望が多くて、17基を19基にしたそうです。7人槽は18基ですけど、そのままです。10人槽は1基予定しておりましたが、希望者がなかったので、その分を5人槽の方に回したら少し予算が不足したので、今回、補正として挙がってきた分です。これは国と県と町で3分の1ずつ負担をしますので、実際、町の負担は端数を取りまして4万円です。国と県は3万8,000円ずつですけど。それで、今年度の受け付けは、もう終わっております。

続きまして、10款教育費の方に移ります。ページ数は29ページです。

2項1目の学校管理費、小学校費の学校管理費ですが。ここですね、11節需用費の消耗品費と、103万7,000円が挙がっておりますが。私たちは消耗品費と言いますので、給食費と、給食の費用かと思って聞いておりましたが、これは給食着、着るもので。今回、小学校の方でも給食が始まりますので、その子どもたちのエプロンと帽子。大人の分も若干ありますが、その費用ということです。これは1週間分をまとめて買って、1週間分をして、使った人がまたそれを洗って、アイロンかけて、持ってくると。そういうものです。

続きまして、30 ページ。3 項中学校費の学校管理費です。

高熱水費、150 万円がつておりますが。これはですね、本会議で説明がありましたが、大方中学校で漏水があるので、この補正が挙がりました。漏水する所が分からんんだそうです。それで、当時の古いので、もう工事の図面がなくてですね、それか、途中で改修された場合の図面がないので、どこで漏水するか分からない。それで、教育厚生常任委員会には水道のプロもおりますので、一応助言をしておりました。音を聞くとかですね、いろいろ方法があるそうですがやはり難しいので、これはですね来年度、耐震の大規模工事に併せて、全面的に改修をすることです。

それからですね、2 目の学校給食費の一番下の欄、18 節備品購入費の所で、ランチテーブル等 744 万 7,000 円がつております。これは給食に使うテーブルとかいすを購入する費用ですが、これは地元の業者の、使えないかというふうに委員から意見が出ました。でも、実際にはスペースもないのに、既製品を使うということです。例えば、三浦小学校に私たちが行ったときにはですね、テーブルといすがセットになってます。そういうようなもの。それだけではないんですけど既製品を使うので、地元業者のものは残念ながら使わないと、そういう説明がありました。

補正予算についての説明はこれで終わります。

続きまして、議案第 55 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算書です。黄色い表紙の所です。

これは本会議に説明があった内容以上のものはありませんでしたが、これは 8 月までの診療医療費等実績が出たのと、まあ、実績に運営医療費を見込んで補正をするものであると。そういうことで、大きく議論になつたことはありませんでした。

続きまして、議案第 56 号に移ります。平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算書です。

最後の 10 ページを開けてください。

2 款保険給付費の、特定入所者介護サービス費と。19 節負担金補助及び交付金の所であります。960 万 8,000 円。主にこの介護保険の補正はこれを挙げたものなんですが。

ここで、特定入所者とはどういう人でしょうかということで。本会議でも説明があったと思いますが、特定入所者っていうのは町民税が非課税で、低所得者が対象になっているということです。それで、そういう人たちの入居者が増加したことと、施設が増えたので、今回の補正が挙がったということです。それで施設は、出口病院が介護老人施設に変わりましたので、それが含まれている、そういう説明がありました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

一般会計の 30 ページ、節の 18 の備品購入費で、ランチテーブル等で 744 万 7,000 円。それとその下に、大方学校給食センター 399 万 6,000 円。

この 399 万 6,000 円は分かりますけれど、ランチテーブル等はどこの備品ですかね。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

これは、小学校が今度開設になりますんで、大方地域、大方の学校。その学校はですね、ランチルームが特別今までなかつたわけですから、その学校等に入れるテーブルです。テーブルといいますね。

(明神議員から「大方の小学校の分」との発言あり)

そうですね。

(明神議員から「はい、分かりました」との発言あり)

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 50 号、さが道の駅用地造成（進入路設置）工事の請負契約の変更契約の締結についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 50 号、さが道の駅用地造成（進入路設置）工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託の廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議員提出議案第 23 号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書についてから、議員提出議案第 25 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 23 号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書についての提案者、小永正裕君。

15 番（小永正裕君）

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書について。

これは、先ごろ陳情がありまして、教育厚生常任委員会で慎重な審査の結果、採択すべきものとして決定したものでございます。

皆さんご承知のようにですね、介護、看護の現場いうのはほんとに今、大変な状況になっております。人員不足のためにですね、個人に掛かる負担が非常に重くなっています。まあ、体を壊される方なんかも出でるような

状況でございます。

国の方も門戸を開いてですね、外国人の労働者も受け入れるような体制を取っておるようでございますけども、応募される方、特にインドネシアの方の方が多いようですけども、大変な高いハードルがあってですね、なかなか現場に従事することができないというふうな状況になっております。何とか、そのどこも改善していただきたいわけでございます。

ただ、国内でもですね、せっかくその専門学校へ行って、介護の現場に就職したいというふうな若い人たちも結構おられますけども、現実にはですね、その報酬、給料、賃金の問題が大変な、生活する上で、このくらいのお金をもらっても生活なかなかできないなど。結婚もできないなというふうな低賃金の状況が続いているわけでございます。それで、人員が少なくなったことで、夜勤についても一人に掛かる負担がものすごく大きくなっていますね、大変な状況が続いているわけでございます。

従いまして、労働環境の改善のためにですね、高品質な介護、看護のサービスができるために、大幅に人員を増やしていただきたいというふうな意見書の内容でございます。これは早急にやっていきませんと、高齢化がどんどん進んでいくんですね、ますます現場の負担が大きくなっています、医療現場そのものがもうつぶれてしまうというふうな可能性もあるわけでございます。従いまして、意見書を提出してですね、皆さんのご同意をいただいて、ぜひとも早急に改善していただきたいというふうなことです。

以上の内容で、地方自治法第99条の規定によって、意見書を提出するということでございます。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第23号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第23号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書について、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで小永正裕君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第24号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について、および、議員提出議案第25号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案者、森治史君。

11番（森 治史君）

議員提出議案の第24号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてと、および、第25号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を行います。

平成24年9月5日から地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同日から施行されました。ただし一部の規定は、同日から起算して6ヶ月を超えない範囲において、政令で定める日から施行されることになります。今回の自治法の改正により、本会議においても公聴会の開催や参考人の招致ができるようになりました。

そこで、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則では、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになりますため、第14章に公聴会に関する規定を、また、第15章に参考人に関する規定を追加し、公聴会開催の手続き、意見を述べようとする者の申し出、公述人の決定、公述人の発言、議員の公述人の質疑、代理または文書による意見の陳述、参考人についての規定を新たに設けました。その他、地方自治法の改正による条項のずれや、第14章および第15章を加えることによる、章および条例の繰り下げを行うも

のです。

施行期日は、公布の日から第 24 条の地方自治法の条項のズレを改正する規定は、地方自治法の一部改正をする法律（平成 24 年法律第 72 号）付則第 1 項。ただし書きの、政令で定める日から施行するものです。

次に、委員会に関する地方自治法の改正で、その規定は簡素化し、委員の選任方法、在任期間等についての事項について、これまで法で定められていたものを条例に委任することになりました。そこで、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例で、特別委員会の委員の在任期間、委員の選任、常任委員会への所属義務、委員長、副委員長、および委員の辞任について改正を行うものです。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）付則第 1 号の、ただし書きの、政令で定める日から施行するものです。

以上で、提案趣旨説明を終わります。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第 24 号および第 25 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議員提出議案第 24 号の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第 24 号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 25 号の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第 25 号の質疑を終わります。

これで、森治史君に対する質疑を終わります。

これで、議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第 23 号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 24 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 25 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 25 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議員提出議案第 23 号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 24 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 25 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会においての審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長の申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

平成 24 年 12 月第 12 回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、今議会に提案させていただきましたすべての議案について、可決いただきありがとうございます。

議会を通じ、いただいたご指導、ご指摘を参考に、これからも住民福祉の向上にまい進してまいりますので、  
どうぞよろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成24年12月第12回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11時 48分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 山本久夫

署名議員 山崎正男

署名議員 藤本岩義